

森林組合系統運動方針
Jforest 南那珂森林組合ビジョン 2030

令和4年5月

南那珂森林組合

JForest 南那珂森林組合ビジョン 2030

目 次

I 全体概要

II 10年後の夢・目指す姿

III 取組内容

IV 目標設定

I. 全体概要

1. 全国統一目標（スローガン）

～地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて～

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的社会的地位の向上に取り組んできた。

令和6年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税の活用を協力しつつ、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGsの達成に貢献していく。

その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の3つの課題に取り組むこととする。

(1) 組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

(2) 働く人の所得向上・就業環境改善

他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

(3) 事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎え林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大やICTの活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現する。

2. 運動期間

令和12年度末まで

※ 令和7年度に5年間の取組事項の成果検証を行う。

Ⅱ. 10年後の夢・目指す姿

1. 夢

日本の林業のトップランナーとして南那珂森林組合を世界に発信する

2. 目指す姿

(1) 職員・組合員について

- 全職員の平均所得を1.5倍に引き上げる。
- 職員構成年齢の平準化を目指し、新旧織り交ぜた様々な事業形態に対応する。
- 組合員の整理を行い、必要とする組合員に必要なサービスを施す。
- 企業等の準組合員の充実を図り、企業と連携した事業展開を目指す。

(2) 事業について

- 補助金に頼らない林業経営の確立を目指す。
- ICT・IoT・高性能林業機械を活用した新しい林業形態を確立し、担い手不足の解消と労働災害の防止に努める。

(3) その他

- 林業と福祉、林業と建設業といった他部門との連携をさらに充実化させ、様々な人々が気軽に林業に携われる環境を作り、管内はもとより、宮崎県内外の人たちが林業に眼を向け、手を貸し、共に作り上げる地域に沿った森林づくりを目指していく。

Ⅲ. 取組内容

項目 1：都道府県・市町村と連携した地域森林管理体制の確立

(1) 地域の森林管理方針（長期ビジョン）の協議

- 地域の特色である短期で成長の良いオビスギを主体とした森林形態をさらに深化させ、エリートツリーやリモートセンシング技術を有効活用した適地に有用な樹種の植栽と管理を行い、経済と環境等の森林の持つ多面的機能の十二分な発揮を目指した森林管理を行う。

(2) 森林環境譲与税の有効活用

- 市町村と綿密なコミュニケーションを図り、担い手不足の解消等、地域の林業問題の解決と発展に沿った利用法を推進していく。

(3) 森林経営管理制度の推進

- 市町村と協議を行い、森林経営管理を委託する森林所有者を取りまとめ、森林経営計画への取り込みを行い、適切な経営管理を行っていく。

項目 2：循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

(1) 森林の適切な整備と災害対応

- 伐採後の再造林率をさらに高め、植栽未済地の解消を行う。
- 市町村・関連企業との協定や連携を充実化させ、災害の防止と復旧への対応を行う。

(2) 低コスト・循環型林業の確立

- 引き続き高性能林業機械の積極的活用や ICT・IoT を活用した省力化を進め、コスト削減と森林所有者への利益還元に努めていく。

(3) 原木共同販売体制の構築と事業連携の推進

- 現在行っている木材輸出戦略協議会等の充実化や近隣の森林組合との事業連携を図り、木材の安定供給に努めていく。

項目 3 : 高度人財の確保・育成

(1) 職員の新規採用と人財育成

- 引き続き、みやざき林業大学校卒業者の積極的登用を進めていき、職員の構成年齢の平準化を図ると共に、既職員への資格取得や各種研修会への参加を積極的に行い、職員の資質向上を図っていく。

(2) 森林施業プランナー・森林経営プランナーの育成

- 森林施業プランナーの拡充と森林経営プランナーの育成に努め、地域の森林経営に関する専門職の育成を図っていく。

(3) 現場技能者の地位向上・労働災害の撲滅

- 引き続き平均所得の水準引き上げや各種手当や制度の見直しをはかり、安心して長く働ける職場作りを進めていく。
- 最新の安全装備や安全教育の充実を図り、労働災害の防止に努めていく。

項目 4 : 協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

(1) 組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応

- 総代との連携を綿密に行い、地域問題やニーズの掘り出しと解決に努めていく。

(2) 森林組合経営の強化・健全化

- 自己資本率を高め、経営基盤の強化に努める。
- 定款や規定の見直しを行い、次代に沿った組合運営を行っていく。

(3) コンプライアンス態勢の強化

- 引き続き顧問弁護士との連携を図り法令遵守についての知識と理解を深め、コンプライアンス態勢の強化を図る。

項目 5 : 国民生活及び SDGs への貢献

(1) SDGs 宣言の実施

①森林整備を通じた自然資源の保全



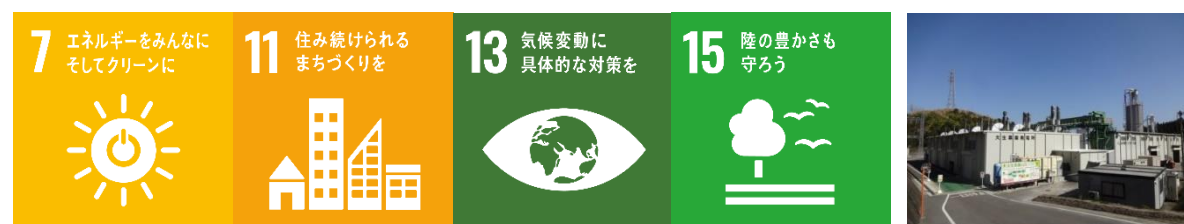
地域の森林整備を通じて、国土保全、水源涵養、土砂災害防止、温室効果ガス吸収、レクリエーション機能など、森林が持つ公益的かつ多面的な機能を発揮し、住環境の安全および豊かな暮らしを支えます。

②持続可能な林業とまちづくり



組合が伐採した山には必ず再造林を行うことで「伐って、使って、植えて、育てて、また使う」持続可能な循環型林業を維持し、山の豊かさを保ちます。適切に整備・管理された健全な森林があることで、空から降った雨がゆっくりと海まで流れ、土砂災害の発生抑止や大規模化を防止します。

③バイオマス発電による脱炭素社会の実現



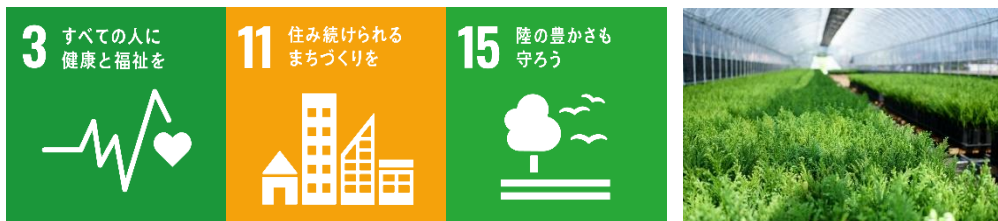
化石燃料由来のエネルギー利用の減少に向け、従来用途がなかった伐採時に発生する曲がり材や木の枝葉などをチップにし、バイオマス発電にて無駄なくエネルギーとして利用することで、地球温暖化対策の推進に貢献します。

④森林教育・木育



小学校・中学校で、森林・林業に関する出前授業、中学校・高校生を対象とした林業現場体験学習を行っています。地域の森林・林業の状況を伝えながら実際に体験してもらうことで、「木を伐ること、木を使うこと」の大切さを子供たちに知ってもらいます。小さい頃から森林や木製品に親しみを持ってもらい、次代の林業を担う人材づくりや、森林・林業の発展を応援してくれる人を増やす活動です。

⑤誰でも働ける仕事づくり



苗木生産事業を地元就労継続支援B型事業所との連携や、パートタイム従業員でも就業可能な仕事として確立することで、林業に携わる人材の間口を広げ、誰もが気軽に林業に興味を持って働ける職場作りに取り組んでいます。

その他

- 産休・育休取得率 100%および復職率 100%に向けた取り組み
- 新卒者を扶養に持つ職員への入学祝い金制度
- 内務職員・技術職員・現業職員・現場職員全てに退職金制度の制定

(2) 異業種との連携

- 出向制度や請負契約を利用した異業種との連携をこれまでと同様に積極的に行い、労働不足の解消と様々な人が林業に携われる環境作りを目指す。

IV 目標設定

		令和2年度 現状	令和7年度 目標	令和12年度 目標	備考	
基本 情報	職員数（現場技能者除く）	20人			◇	
	現場技能者数	99人			◇	
数値 項目	新植面積	328ha	350ha	400ha	◆	
	間伐面積	切捨	47ha	100ha	100ha	◆
		利用	46ha	50ha	50ha	◆
	主伐面積	121ha	120ha	120ha	◆	
	林産事業量	主伐	70,005m ³	70,000m ³	70,000m ³	◆
		間伐	4,043m ³	5,000m ³	10,000m ³	◆
	販売事業量	17,739m ³	16,000m ³	20,000m ³	◆	
	林産・販売事業量のうち 連合会を通じた販売量	3,492m ³	5,000m ³	7,000m ³	◆	
	森林施業プランナー認定者数	6人	8人	10人	◇	
	森林組合監査士資格取得者数	2人	3人	4人	◇	
	休業4日以上死傷病発生人数	3人	0人	0人	◆	
	事業利益	46,724千円			◆	
	経常利益	48,747千円			◆	
	当期剰余金	28,687千円			◆	
取組 有無 項目	常勤理事の設置	○			◇	
	若年層（60歳未満）理事の 就任	○			◇	
	女性理事の就任	○			◇	
	ホームページ（SNS含む）の 運用	○			◇	
	森林経営プランナーの設置				◇	
	SDGs宣言の実施				◇	

※◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の実績を示す。例えば「森林施業プランナー認定者数」は当該年度に認定を取得した人数ではなく、当該年度末に在籍している認定プランナーの数となる。

※「休業4日以上死傷病発生人数」は全国統一でゼロを目標とする。「事業利益・経常利益・当期剰余金」は黒字決算を目標とし、数値目標の設定は行わない。

※取組有無項目については当該年度末において実施済の場合○とする。ただし、「常勤理事の設置」については、代表理事の場合◎、代表権の無い理事の場合○とする。また、「ホームページ（SNS含む）の運用」については、1年以内に更新している場合◎、更新されていない場合○とする。

※「SDGs宣言の実施」及び「森林経営プランナーの設置」は令和3年度以降の取組のため令和2年度の実績はなし。